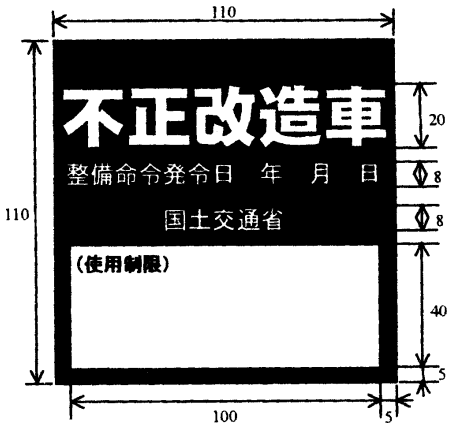
第七号様式の二(整備命令標章)(第三十四条関係)

(表)



(裏)

注意事項

1　発令日から15日以内に、この自動車を保安基準に適合するよう整備を行った後、最寄りの運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所へ持ち込み、確認を受けてください。

2　上記の確認を受けるまでは、この標章は、はがしたり、汚したりしないようにしてください。

3　使用制限の欄に制限が記載されている場合には、その記載事項に従ってください。

4　上記の事項に違反した場合には、法律に基づき、この自動車の使用が停止されるとともに、罰せられることとなります。

備考

(1)　整備命令標章の地色は、赤色とし、「(使用制限)」を記載する欄は、白色とすること。

(2)　「(使用制限)」の文字の色は、黒色とし、それ以外の文字の色は、黄色とすること。

(3)　寸法の単位は、「ミリメートル」とする。